

令和7年度第3回釧路方面中標津警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和8年2月20日（金）午後3時50分から午後5時10分までの間

2 開催場所

釧路方面中標津警察署署長室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員7人）

会 長 木庭 繁男

委 員 丸田 光雄、杉本 秀、藤野 貴久、長谷川志乃、尾上千津子

(2) 警察署員 9人

署 長 長田 一彦

副 署 長 真壁 久

警務課長 増野 広介

会計課長 三上 貴史

生活安全課長 村瀬 寛之

刑事課長 中岡 俊介

地域課長 千葉 篤

交通課長 渡辺 智博

警備課長 堀川 智弘

4 署長挨拶

5 会長挨拶

6 業務概況説明

令和7年中における業務概況説明及び警察署の活動状況について説明を行った。

業務概況説明に対する質疑応答はなし

7 令和7年度第2回警察署協議会における諮問・答申に対する説明

事務局から前回の協議会での諮問に対する答申など4点について説明した。

(1) 協議会の開催回数について

委員側 4回開催していた時もあったと聞いたが、現在の回数で十分だと思う。

警察側 現状のとおり、警察署協議会の開催は年3回とします。

(2) 委員との連絡方法や情報共有について

委員側 伝達方法として、事務局と委員の間で情報を共有するためにグループラインのようなシステムを利用してはどうでしょうか。

警察側 警察署には、署に割り当てられた電子メールアドレスがありますので、これを利用して、了承していただける委員とは、電子メールでやりとりをしたいと思います。また、電子メールアドレスのない委員の方とはファックスの活用を検討したいと思います。この方法を利用して定期的に

委員に情報発信していきます。

(3) 構成委員の選出自治体について

委員側 別海町選出の委員が現在1名だが、1名増やすことはできないのか。

警察側 過去の選出状況を確認すると別海町選出委員が2名の時もありました。よって、次回改選時には、人口比率、所属組織、男女構成比及び年齢等勘案して、委員の選出を検討していきたいと思います。

(4) 警察署ホームページについて

委員側 警察署のホームページは目的の場所にたどり着くのに時間がかかるため見ていない。誰が見ても簡単に見られるようにしてはどうか。

警察側 警察署のホームページは、目的の記事を探しにくいという意見がありました。3月2日に警察署ホームページがリニューアルし、検索機能が付与されましたので、目的の記事を探しやすくなりました。

御利用していただきたいと思います。

8 その他の要望・意見と警察説明

(1) 特殊詐欺対策について

ア 特殊詐欺の手口について

委員側 聞くところによると、今年は、だます側は、AIを活用して、例えば息子になりきるとかしてくると聞いたが、どう対処していけばいいのでしょうか。

警察側 だまそうとする側は、国際電話、テレビ電話、偽の逮捕状などとあらゆる手段方法を駆使し、高齢者等に電話をかけるなどしてだまそうとしてきますので、AIを悪用した手口も既に発生している可能性があります。

対処方法としては、身に覚えのない電話やメールには対応せず、息子や警察署等をかたる不審電話は、元から把握している息子等の電話番号に確認し、中標津警察署へご相談ください。

イ 警察で行う不審電話対策について

委員側 警察を名乗る者から「今後、不審電話が来ることがあるかもしれないので連絡しました。」という電話がかかってきたのですが、本当に警察でしょうか。

警察側 実際に、特殊詐欺グループ等から押収したリストを元に、被害に遭いそうな方に対して注意喚起の電話を警察本部で実施しています。

ただし、警察官をかたる詐欺の手口発生もありますので、不審に思われたら確認しますので、中標津警察署までご相談ください。

(2) ヒグマ対策について

委員側 新年度のヒグマ対策はどのようになっているのか

警察側 幸いなことに冬期間のヒグマの目撃はありませんが、今年度も昨年同

様、住民の安全を確保するために、自治体等の関係機関との情報共有や訓練を行い対応能力の向上を図っていきます。

(3) 道路交通法改正について

ア 生活道路の速度制限について

委員側 住宅街での道路における制限速度が引き下げられるという話を聞いているがいつ頃からののか。

警察側 今年の9月1日から道路交通法施行令の改正により、生活道路の法定速度が従来の時速60km/hから30km/hに引き下げられます。

対象となる生活道路は、中央線や中央分離帯がなく、道路幅の狭い住宅街や通学路などで、標識がなくても自動的に時速30km/h制限となります。

歩行者や自転車利用者の安全確保が目的です。

イ 自転車の取締りについて

委員側 4月から、自転車に対する取締りが始まると思いますが、主にどんな違反がありますか。

警察側 今年の4月1日から道路交通法の改正により、16歳以上の自転車利用者がスマートフォンの使用や信号無視など危険な違反行為をした場合に「青切符（交通反則通告制度）」が導入されます。

自転車事故の発生増加が背景にあります。

違反行為の数は、傘差し行為や一時不停止違反など全部で100以上もあり、警察官の指導に従わず違反行為を継続したときや実際に他の交通に危険を生じさせたときには、警察の取締りを受けることとなります。

なお、ヘルメットの着用については努力義務のままですが、身の安全を守るためにも、今後も着用を呼びかけていきたいと思っています。

(4) その他

今年1月15日付で配置になった警察官を協議会委員に紹介したところ、委員から激励の言葉がかけられた。

9 次回開催予定

令和8年6月中旬から下旬を予定